

# リスク評価対象物質・案件の選定基準概念図(案)

1. 今後のリスク評価対象物質・案件としては以下の1~3のいずれかに該当するものから対象物質・案件として選定。

(1) 重篤な有害性を有する、又はそのおそれのある化学物質として以下のア、イのいずれかに該当するもの。

ア ①~⑤のいずれかの重篤な有害性がある。又はあることが疑われる化学物質。

- (判断情報)
- (ア) 国際機関又は外国政府の有害性に関する分類・情報等
  - (イ) 国内外の関係学会等における分類情報等
  - (ウ) 国内外の主要な学術誌に掲載された論文
  - (エ) 国の吸入ばく露試験、国に届出された有害性調査結果等

- (対象となる有害性)
- ①発がん性
  - ②生殖毒性
  - ③神経毒性
  - ④特定臓器に蓄積することにより発生する毒性
  - ⑤その他非可逆性の障害を発生させる毒性

イ 労働に伴う疾病が増加し、又は増加するおそれのある化学物質。

- (判断情報)
- (ア) 労災発生の動向
  - (イ) 有識者の疾病発生情報

(2) 国内において健康障害防止措置等について問題が生じ、又は生じるおそれのあるもの。

- (判断情報)
- ア 労働安全衛生にかかる行政機関からの情報
  - イ 労働安全衛生団体等からの情報

(3) 国内において有害性にかかる懸念・不安が広がっているもの。

- (判断情報)
- ア パブリックコメント等で評価要望が高いもの
  - イ マスコミ等での有害性等の指摘

有害性の程度・物理的性状

有害性・ばく露の可能性低

可能性有

リスク評価対象から除外

製造・取扱いは僅か

2(1) 国内における当該物質の製造・取扱いの動向

相当の製造・取扱い有り

相当の製造・取扱い有り

直ちにリスク評価の対象とせず情報収集を実施

有効な規制有り

2(2) 法令等による規制の動向

未規制又は要改正

3. リスク、評価の影響度の考慮

優先順位低

優先順位高

リスク評価対象

有害性評価を先行し、情報を提供

※ MSDSの対象物質となっていない場合には、ばく露調査に支障が生じるため、その対象となつた段階でリスク評価を進めることとする。